



弁護士法人ユスティティア

森本綜合法律事務所

2014.10 vol.09

～News Letter～

●弁護士のつぶやき 「イスラム国と私選予備・陰謀罪」

こんにちは。島原の山下です。

最近、「イスラム国」の拡大、イラクへの侵攻等が報じられ、アメリカによる空爆がなされているという報道をたびたび耳にします。イスラム国はヨーロッパ人の公開の殺害のほか、最近では女性や子供を奴隸（戦利品）として扱っているとの記事も目にします。

これらの出来事は、日本にいる私たちにとって、はるか遠い国の出来事のように、少し前までは思っていました。



平成26年10月6日、北海道大の男子学生（26）が「イスラム国」に加わろうと渡航を企てたとし、公安に事情聴取や家宅捜索を受けたという衝撃のニュースが流れました。しかも、この学生以外にも、これより前に、過激派組織の戦闘員として参加した日本人の若者がいたという報道もあります。

過激派組織に参加した日本人が、日本に帰ってテロ活動をするような事態となれば、もはや対岸の火事とは言えない状況になってきます。

ところで、上記北大生の被疑罪名は、「私戦予備及び陰謀」です。警視庁が同罪の被疑事実で強制捜査するのも初めてということで、私も目にするのは、司法試験の勉強以来です。

～次頁へ続きます～

珍しかったので、久々に条文と文献にあたってみたところ、この罪は刑法の

「第4編 国家的法益に対する罪」
の中の

「第二章 国交に関する罪」

に分類される罪で、同じ分類としては

・刑法92条 外国国章損壊罪

(外国の国旗等を壊したりする罪)

・刑法94条 中立命令違反罪

(外国で戦争が行われているときに、日本が中立を宣言し、国民にも、戦争国のどちらにも便宜を与えてはいけないとする命令に違反する罪)

があります。いずれも、国民個人の権利、義務とは区別された、国交という国の作用を害する罪という性質を持ちます。

私選予備・陰謀罪の内容は、「私的に」、つまり国の命令によらないで、外国に対して、「戦闘行為」を行う目的で、その準備や計画を立てることです。違反者には、3か月以上5年以下の「禁固」（労役を伴わない、単なる閉じ込め）が科されます。

前記の北大生については、国の命令によらずに、イスラム国の「戦闘行為」に加担する目的で、準備や計画を立てたということで、私選予備・陰謀罪に問われたのでしょうか。

若者が、同様の行為に走るのは根深い問題があるように思いますが、ないように、この司法試験にはほとんど出ない罪の重要性について、どんどん報道をしてもらいたいものです。

参考文献 大谷實著「刑法講義 各論」512頁ないし517頁

弁護士 山下雄一

2

今月号の目次

●弁護士のつぶやき～弁護士 山下雄一～（1, 2頁）

●代表弁護士からのご挨拶（3, 4頁）

●農地転用セミナー開催のご報告（5頁）

●社会保険労務士部門新規開設のご挨拶（5頁）

●今月のテーマ記事

「成年後見制度（第1回）」～弁護士湯川優子～（6～10頁）

●事務所からのご案内（11頁）

●事務所へのアクセス（12頁）

●代表弁護士からのご挨拶

3

「It rains cats and dogs」

土砂降りの雨が降る

pourにも土砂降りの雨が降るという意味があったと思います。

閑話休題、

その昔、銀座アーバンホテルの地下にCats and Dogsというお店があつて、初めての合コンをした店でした。

銀座アーバンホテルは、現在銀座グランドホテルと名前が変更になっています。

Cats and Dogsという店は現在なくなりましたが、うららといううどん屋さんは健在で酒飲んだ後、うどん食べるという江戸っ子のそば屋さんのような利用の仕方のできるうどん屋さんです。個人的にはこの店お気に入りの1つです。

代表社員弁護士 森 本 精 一

●各弁護士からのご挨拶

湯川です。銀杏（ぎんなん）に秋を感じる今日この頃です。

先日、知人より銀杏（ぎんなん）を頂いて、火を通して食べました。

銀杏は、イチョウの木になる実の中のさらに殻に包まれた種の部分を食べます。イチョウは、中国が原産で、強い生命力を持つ木と言われています。

台所漢方という本によると、銀杏を食べると、頻尿を治し、ぜんそくにも効くと言われているそうです。

しかし、生で食べたり、食べ過ぎると中毒を起こす危険があるようです。

おいしいので沢山食べたくなりますが、秋を感じながら少し食べるのが良いようですね。銀杏を食べて、なんだか元気が出ました。

弁護士 湯 川 優 子

こんにちは。夏から3キロほどのダイエットに成功した山下です☆

油ものと炭水化物を控え目にしてるだけなのですが、なかなかの効果です。やはり、少しずつの積み重ねが大事だということなんでしょうね。

今回は諫早市のカフェ「リンデン」さんをご紹介します。ヨーロッパ風のお洒落な雰囲気の店内で、ワッフルのランチをいただいてきました♪

私は、ワッフルというとチョコレートがかかっているものしか知らなかつたのですが、こここのランチのワッフルは酸味の効いたソースと絡めてサクッと食べられて、こういう楽しみ方もあるんだと納得しました♪デザートもつけられて、女子向きだと思います（店内の男性は私一人でした。）。



場所は、有喜中学校の前の国道を長崎方面に少し進み、海側の道を下って進み、専用の駐車場に止めて1分ほど歩いて行きます。ちょっと難しいので、下調べが必要かも。

長崎県諫早市早見町622
0957-51-6028
Linden (リンデン)



弁護士 山 下 雄 一

弁護士の春明です。

“スポーツの秋”ということで雲仙市国見町にある「百花台公園」に遊びに行ってきました。

百花台公園はとにかく広くて遊具のレベルが高いです。おススメは写真にあるほぼ直角のすべり台。ハッキリ言って大人でも怖いです。

この他にも異様に長いローラーすべり台があったり、ターザンロープがあつたりと大人でも十分楽しめます。



今年は百花台公園で“童心の秋”を満喫されたいかがでしょうか。

弁護士 春 明 航 太

● 農地転用セミナー開催のご報告

10月25日、不動産業者様向けセミナー「専門家が教える！！農地転用の諸問題」を開催いたしました。

講師は当事務所の弁護士湯川優子が務め、農地転用手続にまつわる諸問題についての解説を行いました。

また、土地家屋調査士・行政書士の松永順泰先生をゲスト講師として迎え、「住宅建設・太陽光発電用地転用の際の、長崎県の審査基準について」と題する特別講演も行っていただきました。

講座の内容は、事務所HPにアップしておりますので、是非ご確認ください。

<http://www.justitia-law.com/910/91007/>



● 社会保険労務士部門新規開設のご挨拶

1994年11月に「森本精一法律事務所」として設立した当事務所は、「弁護士法人ユスティティア」への法人化を経て、今年の11月で設立20周年を迎えます。

この度、20周年という節目の時期を迎えるにあたり、事務所内の社会保険労務士部門として、「荒木さとし労務管理事務所」を設立することとなりました。事務所の所長は、これまで当事務所で事務職員として勤務していた、荒木智之（さとし）がつとめます。

労務管理に特化した社会保険労務士部門の設立により、より総合的なリーガルサービスを提供が可能となります。

「荒木さとし労務管理事務所」のサービスの内容につきましては、今後のニュースレター及び事務所ホームページにて随時お届けいたします。

●今月のテーマ記事 「成年後見制度」第1回 ～担当弁護士 湯川優子～

6

最近では良く耳にする制度である成年後見制度。誰もが将来、利用することになるかもしれない制度ですね。

今回からは、成年後見制度をとりあげたいと思います。

I 成年後見制度とは

1 成年後見制度の歴史

平成12年4月1日から、新しい成年後見制度が始まり、現在まで運用されています。平成12年4月1日よりも前は、成年被後見人は禁治産者、被保佐人は、準禁治産者と呼ばれていました。現在の判断能力の程度が不十分な場合の補助制度ではなく、制度の利用に時間や費用がかかりすぎたり、戸籍に禁治産・準禁治産といった記載が必要であったため、関係者が制度を利用する上で、抵抗を感じるという（官報に掲載し、家庭裁判所の掲示場に掲示する公示方法を探るなど）利用しにくい制度でした。

このような制度の不都合を改めて、新制度では、戸籍による公示方法から後見登記等に関する法律（後見登記法）に基づく登記をすることとされました（なお、未成年後見の公示方法が戸籍であることには変わりがありません）。

成年後見登記については、東京法務局の後見登録課が全国の後見事務の管理をしています。家庭裁判所において、後見等の開始の審判がされた時に、家庭裁判所が嘱託で登記をします。その後の登録事項に変更が生じた時の変更登記（例：住所変更など）、ご本人の死亡などのために後見が終了した時の終了の登記は成年後見制度を利用する人の側で東京法務局に申請して変更や終了登記を行います。

なお、本人のプライバシー保護のために、後見登記の交付請求ができる人の範囲も限定されています（本人、後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見人、任意後見受任者、任意後見監督人、本人の配偶者、四親等内の親族など）。

後見人等になった場合、後見人・保佐人・補助人であることを証明する資料として後見登記をしている登記事項証明書を提示する機会が多いです。

また、新制度の成年後見制度では、被後見人・被保佐人・被補助人（本人）の意思を尊重することが重視されています。

2 成年後見制度とは

◇ 目的

7

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方（ご本人）を援助する人を選んで、判断能力が十分でない方（ご本人）の権利を守っていく制度です。

◇ 成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度

ご本人の判断能力が不十分になる前に、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、ご本人が自分に援助をしてもらう人と援助の内容を決めて契約をしておく場合は任意後見制度を利用します。

法定後見制度

これに対して、ご本人の判断能力が不十分になつてから利用できる制度が法定後見制度です。

今回は、法定後見制度を中心にお話しします。

3 法定後見制度

法定後見制度には3つ（後見、保佐、補助）があります。法定後見制度は、民法に規定があり、

(1) 後見

① 法律上の規定：

ア 民法7条から10条までが成年後見人に関する規定になっています。これは、民法の第1編総則の第2章「人」という章の中の第2節「行為能力」というところの規定です。

イ また、民法の第4編親族の第5章「後見」のところに選任・辞任・解任・後見の事務といった規定があります。

② 対象となる方

7条「精神状の障がいにより**事理を弁識する能力を欠く常況**にある者については」・・ご本人に、常に判断力がない場合、判断力が全くない場合が対象になります。

例：認知症で声かけに応じることができない状態。声かけには応じることができても会話が成立しない場合など。

③ 申立てができる人の範囲（7条）

「本人・配偶者・4親等内の親族（親・祖父母・子・孫・ひ孫、おじ・おば・いとこ、兄弟姉妹・甥・姪、配偶者の親・子・兄弟姉妹），検察官、市町村長など」

※市町村長が申立人となれるとされた理由は、身寄りがないなどの理由で、後見等の申立をする人がいない方の保護を図るために市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立権が与えられています。

④ 成年後見人の選任

成年後見人は、家庭裁判所が後見開始の審判をすると同時に、成年後見人を選任します。

※法定後見では、申立人が成年後見人候補者として申立書に書いた人が必ずしも選任されず、誰を成年後見人として選任するかについては、家庭裁判所が決めるという仕組みになっています。

⑤ 成年後見人の権限（9条、859条）として

○民法859条（代理権）では、
「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。」とされています。

また、民法9条（取消権）には、取消権が規定されており、「成年被後見人の法律行為は取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為についてはこの限りでない。」との定めがあり、日用品の購入など日常生活に関する行為以外は、成年後見人が取り消すことができることになっています。

※後見開始の審判がなされると、広い範囲の被後見人の法律行為の取消権や代理権が後見人に与えられますが、これには、本人保護の要請が強いためという理由があります。

※特に、居住用不動産の売却には、家庭裁判所の許可が必要（859の3）とされています。

⑥ その他

- 複数選任（859の2）,
禁治産・準禁治産の旧制度の不都合を改めて、新制度では、成年後見人が複数人選任されるようになりました。

※親族がご本人の成年後見申立てをされた場合に、家庭裁判所の方で、財産管理のためには、弁護士などの専門職の後見人を選任し、ご本人の身上監護（身の回りのお世話のため）のために親族後見人を選任し、後見人の権限を分けて、より適切にご本人の権利の擁護ができるよう配慮されています。

(2) 保佐

① 規定：

民法11条から14条までが保佐に関する規定になっています。

また、民法の「第4編親族」「第6章保佐及び補助」「第1節保佐」のところに規定があります。

② 対象となる方

11条「精神状の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不十分である者については」・・・ご本人の判断力が著しく不十分な場合が対象になります。

③ 申立てができる人の範囲（11条）

後見の場合とほぼ同様。

④ 保佐人の権限（13条）

保佐の場合、ご本人は、原則として単独で完全に有効な法律行為ができます。

但し、民法13条1項各号の行為は単独ではできず、保佐人の同意を得ることが必要。民法13条4項で、保佐人の同意が必要な行為について、保佐人の同意を得ないでなされた被保佐人の行為を取り消すことができるとされています。

※民法13条1項各号の行為・・借財や保証をすることなどの9つが列挙されています。

また、13条1項各号に定めていない行為についても代理権を与えて、ご本人に代わって、法律行為ができることになっています（保佐人に代理権を付与する旨の審判、876の4）。このような保佐人の権限の拡張には、申立てに本人の同意が必要。

例：介護施設への入所契約など、預貯金管理

⑤ その他

- 複数選任・・専門職と親族の2人が保佐人としてつく場合があることは後見の場合と同様です。

(3) 補助

- ① 規定：民法15条から18条までと民法「第4編親族」「第6章保佐及び補助」「第2節 補助」のところに規定があります。
- ② 対象となる方
15条「精神状の障がいにより事理を弁識する能力が不十分である者について」・・ご本人の判断力が不十分な場合が対象になります。
- ③ 申立てができる人の範囲（11条）
後見・保佐の場合とほぼ同様。
本人以外が申立人の場合、本人の同意が必要とされています。
- ④ 補助人の権限（17条）
 - ア ご本人は、原則として単独で完全に有効な法律行為ができます。
 - イ 但し、補助人に同意権が付与された民法13条1項各号（9つ）の行為の一部（例：13条1項3号の不動産処分の場合と6号の遺産分割の場合だけ）については単独ではできず、補助人の同意を得ることが必要とするなど。17条4項で、補助人の同意が必要な行為について、補助人の同意を得ないでなされた被補助人の行為を取り消すことができるとしています。

大体の制度のイメージはつかめましたか？

以上のような法定後見制度を利用して、ご本人の適切な財産管理や身上監護ができるよう裁判所の関与のもと、後見人等が職務を遂行していきます。

お知り合いに成年後見制度の利用を勧めたい方などいらっしゃいますか？

次回は、申立手続について見ていくたいと思います。

●当事務所からのご案内

11

●相談受付時間

平日・土曜 9時～18時（土曜日は諫早事務所のみ）

※上記時間外、日曜日、祝日等は留守電対応となっております、営業時間内に事務所より折り返しお電話いたします。

●法律相談料

原則として、初回30分無料、30分超過後1時間まで5000円（別途消費税）、以後30分ごとに5000円（別途消費税）が加算となります。

ただし、交通事故（被害者側）に関するご相談は時間に関わらず無料となります（任意保険の弁護士費用特約がご利用可能な場合を除く）。また、離婚についてのご相談は、初回に限り無料となります。

このほか、電話相談、メール相談、キャンペーン等も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

●離婚・相続サポートサービス

離婚・相続事件において、弁護士より定期的にアドバイスを受けられるリーズナブルなサポートプランをご用意しております。サービス内容は以下をご確認ください。

離婚手続サポートサービスのご案内

http://www.justitia-law.com/img/support_rikon.pdf

遺産分割サポートサービスのご案内

http://www.justitia-law.com/img/support_isanbunkatsu.pdf

●顧問契約のご案内

法的問題発生の前段階で、弁護士によるリーガルサービスを受けることは、法的紛争の回避、問題発生の予防に役立つものです。また、既に問題が発生している場合でも、弁護士による適切なアドバイスを速やかに得ることで、問題を早期に解決することができます。

当事務所の顧問契約の特徴、サービス内容、顧問料の価格等は以下をご確認ください。

顧問契約のご案内

http://www.justitia-law.com/img/support_komon.pdf

是非ご検討ください。

●当事務所へのアクセス

12

【諫早事務所】

〒854-0016

諫早市高城町5番10号

諫早商工会館404号

島原鉄道線「本諫早駅」

より徒歩7分

島鉄バス「市役所前」

より徒歩1分

電話：0957-22-8100

FAX：0957-22-9702



【島原事務所】

〒855-0042

島原市片町616番地1

島原鉄道線「島原駅」

より徒歩1分

島鉄バス「島原駅前」

より徒歩1分

電話：0957-73-9980

FAX：0957-73-9981



メールアドレス（諫早事務所・島原事務所共通）

morimoto_sogo@justitia-law.org